



2026年2月13日

各 位

会社名 リガク・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 川上潤
(コード番号: 268A 東証プライム市場)
問合せ先 最高財務責任者 三木晃彦
(TEL. 03-5312-7079)

事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たに事後交付による株式報酬制度（リストリクテッド・ストック・ユニット、以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2026年3月25日開催予定の第5回定期株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）、エグゼクティブオフィサー及び幹部社員（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」といいます。）を対象に、当社の持続的成長に向けた強い動機付けをすること、当社の経営陣・社員・投資家の利害共有を進めること、及び、当社の人材獲得の競争力の向上を図ることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を交付するための金銭債権及び金銭を報酬として支給することとなるため、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役の職務執行期間の開始日である定期株主総会の終結時の直後の時点から、当該開始日の属する事業年度の翌々事業年度に係る定期株主総会の終結時までの期間（すなわち、対象取締役の任期に対応した場合、3事業年度に相当する期間）を、対象取締役等がエグゼクティブオフィサー又は幹部社員の場合には、当社が予め定める期間を、それぞれ対象期間（以下「対象期間」という。）として、その終了後に、当社株式の交付及び金銭を支給する株式報酬制度です。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、2024年3月29日開催の第3回定期株主総会において年額5億円以内とご承認いただいております当社の取締役の報酬枠とは別枠により、当社株式の交付のために支給する金銭債権と金銭とし、本制度に係る報酬の総額は、年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、取締役会の諮問機関である指名評価報酬委員会からの答申を得た上で、別途取締役会において決定することといたします。

以上